

## 戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

### 【対象となるご遺族】

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである  
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

【請求期間】 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

### 【説明会】

福祉課では、下記の日程で説明会を開催します。

岸本保健福祉センター 会議室 7月12日(火) 14時～15時  
溝口公民館 大会議室 7月13日(水) 14時～15時

【請求窓口】 福祉課又は溝口分庁舎総合窓口課までご請求ください。

【問い合わせ先】 福祉課 ☎68-5534

## ●●● 節目人間ドック実施のお知らせ ●●●

節目人間ドック検診を実施します。受診を希望されます方は、保険証を持って健康対策課、又は溝口分庁舎総合窓口課までお越しください。(お申込み期間：7月末まで)

1. 受診できる医療機関 博愛病院、日野病院
2. 受診できる要件
  - ・国民健康保険の本人及び家族の方
  - ・社会健康保険の本人以外の方
3. 受診できる年齢 平成17年4月1日～平成18年3月31日までに、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を迎える方
4. 受診できる検診 日帰り人間ドック(60歳の方には脳ドックが含まれています。)
5. 自己負担金 博愛病院：人間ドック8,200円、脳ドック4,000円  
日野病院：人間ドック8,400円、脳ドック4,200円
6. 問い合わせ先 健康対策課 ☎68-5536  
総合窓口課 ☎62-0711